

第 1 9 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水曜日） 開始 1 3 : 0 0 終了 1 4 : 0 0

会 場 串間市役所 3 階大会議室

出席農業委員 1 3 名

1 番（会長）	原田 俊一	6 番	牧野 菜那	1 4 番	松本 壽利	2 5 番	廣見 安彦
2 番（会長代理）	奥村 千扶子	1 1 番	安永 博行	1 9 番	松田 富夫	（4 番欠番）	
3 番	田中 達成	1 2 番	野邊 康德	2 0 番	島田 正弘		
5 番	森 通弘	1 3 番	堀口 宗幸	2 3 番	上村 眞司		

欠席農業委員 0 名

出席推進委員 1 2 名

7 番	谷口 昭	1 6 番	内田 浩輔	2 2 番	川崎 正博
8 番	武田 秀俊	1 7 番	本川 理恵	2 4 番	石上 平八郎
1 0 番	北原 裕紀	1 8 番	山口 広昭	2 6 番	川崎 竜雅
1 5 番	川崎 博樹	2 1 番	中嶋 悦雄	2 7 番	山口 浩幸

欠席推進委員 1 名

9 番 河野 良人

議事録署名委員 6 番 牧野 菜那 、 2 3 番 上村 眞司

議 事 日 程	第 1	報 告	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
	第 2	議案第 1 2 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 3	議案第 1 2 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 4	議案第 1 2 4 号	非農地証明願いについて
	第 5	議案第 1 2 5 号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
	第 6	議案第 1 2 6 号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
	第 7	議案第 1 2 7 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（所有権移転）
	第 8	議案第 1 2 8 号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）

出席事務局	5 名	事務局長	河野 あずさ	次 長	山口 憲一		
		調整係長	内田 葵	主 事	野邊 恵利菜	主 事	谷口 哲平

議長（１番）	ただいまから、第１９回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日は、９委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は、『農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１２名』でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
議長（１番）	議事録署名委員の指名 本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 ６番 牧野 菜那 委員 ２３番 上村 眞司 委員 をお願いします。
議長（１番）	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について それでは議案審議に入ります。 まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は９件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、適用法の変更、賃借人の申出、賃貸人の申出、農地売却のためが解約の理由となっております。また、整理番号２番から４番の適用法の変更については、農地法第３条及び農業経営基盤強化促進法の貸借契約から、農地中間管理事業の推進に関する法律の貸借契約へ変更するため届出されたものでございます。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。
議長（１番）	議案第１２２号：農地法第３条の規定による許可申請について 次に議案第１２２号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番から４番の４件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番と3番と4番の所有権移転に関する3件と、申請番号2番の賃貸借権の設定に関する1件の合計4件でございます。まず、申請番号2番につきましては、早成桐の栽培を行うための申請です。農地法第2条第1項に「農地とは、耕作の目的に供される土地をいう」と規定されており、この耕作とは、「土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培すること」であり、今回の申請は、草刈り及び堆肥投入などの肥培管理を行う計画でありましたので、申請を受理したところでございます。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまいます。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件と、2番の賃貸借権の設定に関する1件の合計2件でございます。まず、1番につきましては、渡人は高齢で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人へ贈与し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家ですが、毎年水稻、食用甘藷、飼料作物の作付けをしており、農業従事状況については、本人と妻ともに340日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。次に、申請番号2番につきましては、受人は伐採までに30年以上を必要とするスギに代わり、5年で伐採可能な早生桐を試験的に生産したいため、道路に隣接し伐採時の搬出が可能な申請地を渡人より借受ける申請です。事業計画につきましては、伐採作業に対応できるよう1本の苗木の間隔を2mから2.5mの距離をあけて150本植栽し、主に春・夏の時期に年3回以上の草刈りと、生育状況にもよりますが、市内法人から堆肥を購入し年2回以上の追肥を行い、5年後の出荷は県内のバイオマス発電施設やチップ会社へ販売する計画です。また、伐採後は切株を残しておけば芽が生えてくるため再造林の必要はなく、5年サイクルで伐採を行うとのこと。受人は、今回初めて取組むため、苗木生産者から技術提供を受けるため問題ありません。肥培管理に必要な機械については、堆肥投入と草刈用としてバックホーを業者から借受けて作業を行うため問題ありません。従事状況につきましては、本人と臨時雇用者1名で行い年間90日を見込んでいますが、伐採までに必要な作業が基本的に草刈と堆肥投入のみでありますので、従事日数は妥当であると考えます。次に、周辺農地への影響につきましては、農薬等の使用はありませんが、5年間で約15メートルの高さまで成長することから、境界からは5mの間をあけて植栽しているため、日照や通風に問題ないと思われまいます。雨水については、自然浸透で問題ありません。また、事業完了後の農地

7 番委員	返還には、農地への復旧が必要であること、肥培管理期間中に農業委員会から調査依頼がある場合は適宜対応すること、農地転用を要する植林と区別するための看板設置がされていることを確認しましたので問題ありません。以上、申請番号 1 番の所有権移転の 1 件と、2 番の賃貸借権の設定の 1 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしく願います。
議長（1 番）	次に 3 番と 4 番の 2 件について、1 6 番委員より説明をお願いします。
1 6 番委員	議案第 1 2 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 3 番と 4 番の所有権移転に関する 2 件でございます。まず、3 番につきましては、受人は自宅近くの申請地でブドウを栽培したく渡人と売買し、受人は申請地にハウスを建設する計画です。受人は、数年前からブドウの栽培を開始しており、農業従事状況については、本人が 2 0 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料作物の作付けであります。農薬の使用については地域の防除基準を遵守され、地域で行われる草刈り等にも参加されるため問題ありません。次に、4 番につきましては、渡人は高齢で規模縮小をしたく受人と売買し、受人は申請地に設置しているブドウハウスを継承するものです。受人世帯については、数年前からブドウ栽培を開始されており、毎年、水稻、食用甘藷、飼料作物の作付けをしています。農業従事状況については、本人が 3 0 0 日、両親がそれぞれ 1 0 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料作物の作付けであります。農薬の使用については地域の防除基準を遵守され、地域で行われる草刈り等にも参加されるため問題ありません。以上、申請番号 3 番と 4 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく願います。
議長（1 番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
2 番委員	ただいま報告のありました、申請番号 2 番につきましては、特用林産物である早成桐を植栽し、草刈り及び年 2 回以上の堆肥を撒くことで肥培管理が行われること、作業に必要な労働力が確保されていること、周辺農地への支障に配慮されていること、看板の設置により転用を必要とする植林との差別化がなされていることは理解できましたので、農地法第 3 条の許可は妥当であると思います。しかし、今回の申請は、試験的な栽培であること、契約期間を 5 年間とし、満了後は 2 年ごとの自動更新とする賃貸借権の設定であること、また、桐

2 番委員	栽培を止めた際には農地へ復旧し、譲渡人に返還することが原則であり、放置された場合は山林化していくため、担当委員の調査では農地復旧の認識はありますが、「桐栽培をやめた場合や譲渡人へ返還する場合は、必ず農地へ復旧し返還すること、申請書のとおり事業を実施すること」などの条件を付して、許可をすべきだと思います。皆さんのご審議をお願いします。
議長（1 番）	ただいま、2 番委員より申請番号 2 番を許可する場合には、「申請書のとおり事業を実施すること、返還する際は農地復旧を行う旨」の条件を付してはどうかとの意見が出されました。 まず、審議を行う前に事務局より条件を付した許可について、説明をお願いします。
事務局	2 番委員から、肥培管理を行わず放置された場合について意見がありましたが、地方裁判例において、「桐栽培で肥培管理後相当期間を経過し、現状が森林状態としている土地」は農地に該当しないと示されています。このことから、農業委員会としては、農地復旧もしくは転用申請の提出などの指導が必要となります。しかし、申請地は農振農用地区域内にありますことから山林への転用申請は受理できず、農業委員会としては農地復旧の指導を行うこととなります。そのため、審議において農地法第 3 条許可と決定される際は、農地法第 3 条第 5 項に、「許可は条件をつけてすることができる」と規定されていますので、条件を付すことは可能でございます。皆さんのご審議をお願いします。
議長（1 番）	事務局から条件を付しての許可は可能であるとの説明がありました。 意見が出された申請番号 2 番を含め、申請 4 件に対してほかに質疑はありませんか。 （ なしの声 ）
議長（1 番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号 1 番から 4 番の 4 件を決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（1 番）	異議なしということでありますので、議案第 122 号、申請番号 1 番から 4 番の 4 件は許可することに決定いたします。次に、ただいま許可決定された申請番号 2 番について、2 番委員から意見がありましたように、申請内容のとおり事業を実施し、事業完了後は農地復旧を行い渡人に返還する旨の条件を付すことについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、申請番号 2 番は、申請内容のとおり事業を実施し、事業完了後は農地復旧を行い渡人に返還する旨の条件を付して、許可書を発行いたします。

議案第 1 2 3 号：農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 (1 番)

次に議案第 1 2 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番の 1 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 2 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号 1 番の 1 件につきましては、6 ページにあります農地法第 5 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1 1 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第 1 2 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。1 番については、申請地は耕作不便で植林に至っており、渡人は高齢で管理できなくなってきたため、知人である受人と売買したく始末書添付で申請されたものです。申請地図面の 1 ページから 4 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番の１件を決定してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということですので、議案第１２３号、申請番号１番の１件は許可相当としますが、申請面積の合計が３０アールを超えますので、農地法第５条第３項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。
議長（１番）	議案第１２４号：非農地証明願いについて 次に議案第１２４号、非農地証明願いについて、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２４号、非農地証明願いについて、申請番号１番と２番の２件を説明します。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第２条第１項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。申請番号１番と２番の２件につきましては、昭和５１年７月５日施行「宮崎県証明書交付要領」にあります、非農地認定基準の「農地法第４条第１項第６号に規定する場合」に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、２番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
２番委員	議案第１２４号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号１番の１件でございます。申請地図面の５ページから９ページをご覧ください。現地調査を行ったところ、申請地図面のとおりに個人住宅が建てられていたことを確認いたしました。申請番号１番の１件について調査しましたが、非農地認定基準の要件を満たしているため、証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（１番）	次に２番について、２５番委員より説明をお願いします。
２５番委員	議案第１２４号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号２番の１件でございます。申請地図面の１１ページから１５ページをご覧ください。現地調査を行ったところ、申請地図面のとおり自動車整備工場が建てられていたことを確認いたしました。申請番号２番の１件について調査しましたが、非農地認定基準の要件を満たしているため、証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしくをお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と２番の２件は非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということありますので、議案第１２４号、申請番号１番と２番の２件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。
議長（１番）	市長部局提案 次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。
事務局	令和６年１２月分につきましては、串間市長より令和６年１２月１３日付で、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。 内容につきましては、議案第１２５号、所有権移転が３件、面積が１９，８９７㎡、議案第１２６号、利用権設定が１３件、面積が１５，３１７㎡でございます。以上でございます。

議長（１番）	それではただいまから市の提案について審議に入ります。
議長（１番）	議案第１２５号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転） 議案第１２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、２番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。 暫時休憩します。 （ ２番委員 退室 ）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第１２５号は、申請番号１番から３番の３件ありますが、先に２番の１件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は申請番号１番から３番の３件でございますが、先に２番の１件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、１２ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号２番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
７番委員	議案第１２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号２番の１件を報告します。２番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （ なしの声 ）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号２番を承認してよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１２５号、申請番号２番は承認し、市へ通知いたします。 暫時休憩します。 （ ２番委員 入室 ）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に申請番号１番と３番の２件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番と３番の２件について説明します。まず、申請番号３番の受人について、認定農業者共同申請認定予定者として記載していますが、１２月２４日付で串間市より認定されたことを申し添えます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、１２ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまゝす。皆さんのご審議をよろしく願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、８番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いしまゝす。

8 番委員	議案第 1 2 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 1 番の 1 件を報告します。1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	次に 3 番について、1 8 番委員より説明をお願いします。
1 8 番委員	議案第 1 2 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 3 番の 1 件を報告します。3 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。
議長（1 番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（ なしの声 ）
議長（1 番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号 1 番と 3 番の 2 件を承認してよろしいでしょうか。
	（ 異議なしの声 ）
議長（1 番）	異議なしということですので、議案第 1 2 5 号、申請番号 1 番と 3 番の 2 件は承認し、市へ通知いたします。
議長（1 番）	議案第 1 2 6 号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 議案第 1 2 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号 1 番から 1 3 番の 1 3 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第126号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から13番の13件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請13件は、12ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
7番委員	議案第126号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1番）	次に2番について、5番委員より説明をお願いします。
5番委員	議案第126号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1番）	次に3番から7番の5件について、22番委員より説明をお願いします。
22番委員	議案第126号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号3番から7番の5件を報告します。この5件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。また、この5件の申請地は、現在耕作放棄地となっており、令和7年1月に当委員会で解消作業を行う対象地であることを申し添えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1番）	次に8番から13番の6件について、24番委員より説明をお願いします。

24番委員	議案第126号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号8番から13番の6件を報告します。この6件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（1番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （なしの声）
議長（1番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号1番から13番の13件を承認してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長（1番）	異議なしということですので、議案第126号、申請番号1番から13番の13件は承認し、市へ通知いたします。
議長（1番）	議案第127号：農用地利用集積等促進計画（所有権移転分） 次に議案第127号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分ではありますが、5番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。 暫時休憩します。 （5番委員 退室）
議長（1番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第127号、申請番号1番と2番の2件の審議を行います。

議長（１番）	まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転は申請番号１番と２番の２件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、２０ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明対しまして、３番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。
３番委員	議案第１２７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分、申請番号１番と２番の２件を報告します。この２件については、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業の即売りタイプであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者並びに地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでもありますので、議案第１２７号、申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ

議長（１番）	農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。 暫時休憩します。
	（ ５番委員 入室 ）
議長（１番）	議案第１２８号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分） 次に議案第１２８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・新規分、申請番号１番から１１番の１１件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１２８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番から１１番の１１件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１１件は、２０ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしく願ひします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から１１番の１１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１２８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番から１１番の１１件を報告します。この１１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者及び地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願ひいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号１番から１１番の１１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１２８号、申請番号１番から１１番の１１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第１９回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年12月25日

1 番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

6 番 牧野 菜那

2 3 番 上村 眞司